

令和8年度香芝市体育施設継続利用団体登録申請書					登録番号	※施設側で記入
団体名	ふりがな			種目		
				利用回数	3ヶ月あたり 回	
登録施設名 ※①-⑨で記入		①総合体育館メインフロア ②総合体育館サブフロア ③北部地域体育館 ④健民運動場 ⑤健民テニスコート ⑥高山台グラウンド ⑦高塚グラウンド ⑧高塚テニスコート ⑨いこいの広場				
利用希望曜日	曜日	利用希望時間枠	時 分 ~ 時 分			
代表者	ふりがな				連絡先	
	氏名				TEL	
副代表者	住所				MAIL	
	ふりがな				連絡先	
	氏名				TEL	
住所				MAIL		
団体名簿（任意様式で添付可） ※市外の方で在勤・在学者の場合、勤務先・学校名を余白に記入してください。 ※下部は施設にて運動される方・指導者（いる場合のみ）を全てご記入ください。保護者は含みません。						
氏名	年齢	住所	氏名	年齢	住所	
1			11			
2			12			
3			13			
4			14			
5			15			
6			指導者1			
7			指導者2			
8			指導者3			
9			指導者4			
10			指導者5			
裏面注意事項を確認の上、上記の通り申請します。						
香芝市体育施設指定管理者 香芝市教育委員会			様	令和 年 月 日		
申請者						
※署名の場合は押印不要						

【令和8年4月以降分、登録いただける継続団体の条件】

①概ね8割以上が市内在住・在勤者であり、施設を利用(運動及び指導)される方が10名以上の団体

※ただし、代表者及び副代表者は市内在住であること。

②1年を通し、概ね3ヶ月の利用回数が6回以上の継続利用を予定している団体。

③登録団体には申請内容の審査(約1週間)を行ったのち、登録証を交付します。

※ご登録いただきました施設については、令和8年度中は変更できませんのでご留意ください。

【体育施設の継続利用方法】

①希望調書の提出（総合体育館窓口に提出、登録証提示が必須）

登録いただいた団体は、⑦4-6月、①7-9月、⑦10-12月、⑨1-3月分の4期に分けて施設利用の希望調書提出いただきます。

⑦ の期間の調書提出は1月5日～1月15日までとします。

① の期間の調書提出は4月1日～4月10日までとします。

⑦ の期間の調書提出は7月1日～7月10日までとします。

⑨ の期間の調書提出は10月1日～10月10日までとします。

希望調書は原則3ヶ月で6回以上の利用がない場合、提出できません。

1団体につき、1期間（3ヶ月）9区分まで希望可能とします。

※ただし、登録される団体数によっては、上限を9区分から下げる可能性があります。

※提出いただいた曜日・時間枠について、令和8年度中は変更できません。提出の際はご留意ください。

②利用調整会議の開催（登録証提示が必須）・・・希望調書の〆切後に、利用調整会議を開催します。

会議には希望調書を提出いただいた団体で、利用希望日が重複した場合は調整会議に必ず出席いただき、当該団体同士で協議・調整いただきます。重複しなかった場合は、利用希望日が確定です。会議において、確定した区分の申請書を配布します。

※いかなる理由であっても、重複した場合に会議に出席しなかった団体は、利用希望日の権利を放棄したものとみなします。

③本申請及び使用料の支払い

利用調整会議後、利用調整会議の開催された月内に確定した区分の本申請と料金の支払いをお願いします。

・月内の本申請及び支払いがない場合、利用希望日の権利を放棄したものとみなし、一般予約へ開放します。

・いかなる理由であっても、確定した区分のキャンセル料は100%とします。（施設都合、天候・熱中症予防を理由としたキャンセルを除く）

【不正登録が判明した場合】

架空の人物・名義貸しによる登録、同一団体による複数登録等、不正登録が判明、あるいは推定される場合は、登録を取り消しさせていただきます。より多くの方に公平に利用いただくためにこの制度を運用いたしますので、ルールの厳守をお願いいたします。

【その他】

災害時の避難所や選挙等、社会情勢や市の緊急的な都合により、確定した予約を変更・キャンセルさせていただくことがありますので、ご了承ください。

代表者・登録メンバーに変更が出た場合は、直ちに窓口にて変更申請を行ってください。